

## 映画分野の営業権に関する減損計上のお知らせ

ソニー株式会社（以下「ソニー」）は、映画分野における将来の収益計画を見直した結果、2016年度第3四半期において、映画分野の営業権につき、減損1,121億円を営業損失として計上しました。なお、この損失は現金支出をとまなうものではなく、減損の対象となった営業権の過半は1989年にコロムビア・ピクチャーズ・エンタテインメント社の株式を公開買付けした際に計上したものです。また、ソニーの2016年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）の連結業績見通しについては、かかる減損計上及びその他の要因の影響も含めて、現在精査中であり、2017年2月2日の2016年度第3四半期決算発表において公表する予定です。

今回の減損は、映画分野のうち映画製作事業の将来の収益見通しを下方修正したことによるものです。これは、主に市場縮小の加速により、ホーム・エンタテインメント（BD/DVDなどのパッケージメディアやデジタル販売）事業の収益見通しを引き下げたことによるものです。また、映画製作事業の将来の収益見通しにはその前提となる公開作品の収益性の低下も織り込んでいますが、その影響は映画製作事業における収益改善施策により、大幅に軽減していくことを見込んでいます。

現在進めている映画製作事業の収益性改善に向けた施策及び、テレビ番組制作、メディアネットワーク事業の更なる拡大により、映画分野は将来の利益成長を見込んでおり、引き続きソニーにとって重要な事業と位置付けています。

### 減損判定のプロセス

営業権の減損判定は、事業の報告単位ごとに以下の二段階のステップで行います。その第一ステップとして、報告単位の見積公正価値を算定し、これがその報告単位の営業権を含む純資産額（帳簿価額）を上回っているかどうかの確認を行います。そして報告単位の見積公正価値がその帳簿価額を下回った場合には、営業権の減損金額を測定するため、第二ステップの判定を行います。この第二ステップでは、当該報告単位が前述の見積公正価値で買収されたと想定して、報告単位が有する資産、負債を個別に時価にて再評価し、営業権の価値を再計算します。その結果、営業権の価値がその帳簿価額を下回った場合には、再計算された営業権の価値まで減損します。

### 減損計上に至った経緯・内容

映画分野には、営業権の報告単位として「プロダクション・アンド・ディストリビューション（映画製作事業とテレビ番組制作事業に相当）」と「メディアネットワーク」の二つがあります。

2016年度第3四半期においてソニーは、全事業分野について定期的に行っている将来の収益計画レビュープロセスの一環として、映画分野においても、実績や事業環境の変化等を踏まえ、2017年度から2019年度の収益計画を新たに策定しました。この新しい収益計画にもとづいて第一ステップの確認を行ったところ、二つの報告単位のうち、「プロダクション・アンド・ディストリビューション」の見積公正価値が減少し、純資産額を下回りました。これは、前述の理由により、将来の収益見通しを下方修正したことによるものです。

このため、第二ステップに進み、当該報告単位が前述の見積公正価値で買収されたと想定して、その資産、負債を個別に時価にて再評価しました。「プロダクション・アンド・ディストリビューション」の資産には、主に過去作品カタログ等の価値を含む繰延映画製作費及び、商標権やライセンス契約等の無形固定資産、土地・建物等の有形固定資産が含まれ、前述の再評価をした結果、これらの資産の時価がその帳簿価額を上回ることとなり、計上すべき営業権の帳簿価額がゼロと算定されました。そのため、2016年度第3四半期において、「プロダクション・アンド・ディストリビューション」に属する営業権の全額にあたる1,121億円を減損し、映画分野の営業損失として計上いたしました。なお、こうして計算される資産・負債の時価は、減損判定のプロセスの中でだけ使用されるものであり、その結果は、当社のバランスシートにある資産の帳簿価額には反映されず、損益としても認識されません。

### 映画分野営業権残高

以下の表は映画分野に含まれる報告単位の営業権の減損計上前と計上後の残高を表しています。

	減損計上前	減損計上後
プロダクション・アンド・ディストリビューション	1,121億円 (962百万ドル)	0億円 (0百万ドル)
メディアネットワーク	1,145億円 (983百万ドル)	1,145億円 (983百万ドル)
映画分野合計	2,266億円 (1,945百万ドル)	1,145億円 (983百万ドル)

※ 1米ドル=116.49円にて換算

### 将来に関する記述等についてのご注意

この発表文に記載されている、ソニーの現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは、将来の業績に関する見通しです。将来の業績に関する見通しは、将来の営業活動や業績、出来事・状況に関する説明における「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「想定」、「予測」、「予想」、「目的」、「意図」、「可能性」やその類義語を用いたものには限定されません。口頭又は書面による見通し情報は、広く一般に開示される他の媒体にも度々含まれる可能性があります。これらの情報は、現在入手可能な情報から得られたソニーの経営陣の仮定、決定ならびに判断にもとづいています。実際の業績は、多くの重要なリスクや不確実な要素により、これら業績見通しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見通しのみにも全面的に依拠することは控えるようお願いいたします。また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、常にソニーが将来の見通しを見直して改訂するとは限りません。ソニーはそのような義務を負いません。実際の業績に影響を与えうるリスクや不確実な要素には、以下のようなものが含まれます。

- (1) ソニーの事業領域を取り巻くグローバルな経済情勢、特に消費動向
- (2) 為替レート、特にソニーが極めて大きな売上、生産コスト、又は資産・負債を有する米ドル、ユーロ又はその他の通貨と円との為替レート
- (3) 激しい価格競争、継続的な新製品や新サービスの導入、急速な技術革新、ならびに主観的で変わりやすい顧客嗜好などを特徴とする激しい市場競争の中で、十分なコスト削減を達成しつつ顧客に受け入れられる製品やサービス(テレビ、ゲーム事業及びネットワーク事業のプラットフォーム、ならびにスマートフォンを含む)をソニーが設計・開発し続けていく能力
- (4) 技術開発や生産能力増強のために行う多額の投資を回収できる能力及びその時期
- (5) 市場環境が変化する中でソニーが事業構造の改革・移行を成功させられること
- (6) ソニーが金融を除く全分野でハードウェア、ソフトウェア及びコンテンツの融合戦略を成功させられること、インターネットやその他の技術開発を考慮に入れた販売戦略を立案し遂行できること
- (7) ソニーが継続的に、研究開発に十分な資源を投入し、設備投資については特にエレクトロニクス事業において投資の優先順位を正しくつけて行うことができること
- (8) ソニーが製品品質を維持し、既存の製品及びサービスについて顧客満足を維持できること
- (9) ソニーと他社との買収、合併、その他戦略的出資の成否を含む(ただし必ずしもこれらに限定されない)ソニーの戦略及びその実行の効果
- (10) 国際金融市場における深刻かつ不安定な混乱状況や格付けの低下
- (11) ソニーが、需要を予測し、適切な調達及び在庫管理ができること
- (12) 係争中又は将来発生しうる法的手続き又は行政手続きの結果

- (13) 生命保険など金融商品における顧客需要の変化、及び金融分野における適切なアセット・ライアビリティ・マネージメント遂行の成否
- (14) 金利の変動及び日本の株式市場における好ましくない状況や動向（市場の変動又はボラティリティを含む）が金融分野の収入及び営業利益に与える悪影響
- (15) ソニーがサイバーセキュリティに関するリスク（ソニーのビジネス情報への不正なアクセスや事業活動の混乱、財務上の損失の発生を含む）を予測・管理できること
- (16) 大規模な災害などに関するリスク

ただし、業績に不利な影響を与えうる要素はこれらに限定されるものではありません。

---

#### お問い合わせ先

ソニー(株) 財務部 IRグループ 〒108-0075 東京都港区港南 1-7-1 電話(03)6748-2111 (代表)  
ホームページ： <http://www.sony.co.jp/ir/>